

苫小牧市多文化共生指針策定支援業務  
ヒアリング実施要領及び評価基準

1 審査

(1) 選定委員会の設置

企画提案書の審査、評価及び選定は、苫小牧市多文化共生指針策定支援業務委託業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置して行う。

2 評価及び選定

一次評価及び二次評価を実施する。なお、提案者が3者以下の場合は二次評価のみ実施する。

(1) 一次評価（書類審査）の実施

提出された企画提案書等の内容により、選定委員会において一次評価（書類審査）を実施する。一次評価（書類審査）は「(3) 評価基準」の各項目に基づき採点するものとし、二次評価（ヒアリング）に当該評価結果を引き継がないものとする。

なお、提案者が4者以上あった場合には、一次評価の結果に基づき、二次評価（ヒアリング）を実施する3者を選定することができるものとする。この場合、一次評価（書類審査）の実施後、速やかに全ての提案者に対し、評価結果を通知する。

(2) 二次評価（ヒアリング）の実施

ア ヒアリングは、令和6年3月28日（木）に、苫小牧市役所にて行うものとするが、開始時間及び実施場所は別途通知する。

イ ヒアリングは、1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は40分以内とする。

（提案説明20分、質疑応答20分を予定）

ウ ヒアリングは、一般非公開とする。

エ ヒアリングの内容は、提出のあった提案内容に基づくものとする。なお、資料の追加提出は認めない。

オ ヒアリングにおいては、企画提案書では説明が難しい点やアピールしたい点について行うこと。この説明においては、プロジェクター及びスクリーンを使用することができる。

また、プロジェクター及びスクリーンは当市で用意可能だが、その際はあらかじめ担当部署に連絡すること。パソコン等その他機材については提案者が用意すること。

カ ヒアリングの説明者は補助者を含めて3名までとする。

キ 欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価及び選定から除外する。

ク 選定委員会の委員が、評価採点を行う。

(3) 評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の審査項目について、審査及び評価を行う。

ア 業務遂行能力 【30点】

(ア) 本業務の背景・目的に対する理解と取組方針・・・10点

(イ) 業務に対する専門性及び多文化共生分野における自治体業務の実績・・・10点

(ウ) 業務処理計画・・・10点

イ 企画提案内容 【60点】

(ア) 本市のこれまでの取り組みを把握し、各調査等のとりまとめについて、具体的な提案がなされている・・・10点

(イ) 本市の在住外国人の状況と現状の取り組みを正しく理解し、指針の構成や内容について具体的な提案がされている・・・20点

(ウ) 指針に示す具体的な施策の立案について、庁内全体で推進できる具体的なプロセスが提案されている・・・20点

(エ) 事業期間後の多文化共生の普及啓発に資する継続的效果・・・10点

ウ 業務委託料 【10点】

(ア) 見積額・・・10点

## 2 結果通知

苫小牧市多文化共生指針策定支援業務に関する公募型プロポーザル実施要領「15 結果の通知・公表」のとおり